

平成 28 年度
清酒酵母・麴研究会
総会資料

日時 平成 28 年 10 月 18 日 (火)

場所 北とぴあ 第 2 研修室

東京都北区王子 1 丁目 11 番 1 号

I. 平成27年度事業報告並びに会計報告

1 事業報告

(1) 概要

平成7年度に清酒酵母研究会と麴研究会を一体化し「清酒酵母・麴研究会」を新たに発足させ発展させてきたが、その活動もすっかり定着した。21年目である平成27年度においては、この活動をさらに充足させるため、講演会の開催や研究情報の交流を行うとともに関連学会等との連携を密にし、清酒酵母及び麴に関する研究を促進・発展させた。

(2) 研究会開催等

平成27年10月5日(月)、東京都北区王子1-11-1 北とぴあ第2研修室において、総会及び研究会を開催した。講演は宮城県産業技術総合センター・橋本建哉氏に「宮城県における酵母の開発について」、東京大学大学院農学生命科学研究科・河内護之氏に「麴菌のエピジェネティックな二次代謝と分化の制御機構」、(独)酒類総合研究所・向井伸彦氏に「醸造用酵母におけるフェノール臭の生成」、九州大学大学院農学研究院・後藤正利氏に「焼酎麴菌らしさを探るオミックス研究」をお願いした。また、特別講演として、東京大学大学院新領域創成科学研究科・大矢禎一氏に「醸造酵母の形態情報の活用」をお願いした。

(3) 刊行物の発行等

1. 総会資料及び講演要旨集を会員に配布した。
2. 清酒酵母・麴研究会報を会員及び関係機関に配布した。

(4) 研究連絡活動

1. 酵母及び麴に関する文献情報等を昨年度に引き続き整理した。
2. 「清酒酵母の研究－90年代の研究」を昨年度に引き続き、頒布した。

(5) 「清酒酵母・麴の研究－2000年代の研究(仮題)」の編集を継続した。

2 会計報告

収入の部

区分	予算	決算	増減	備考
前年度繰越金	299,588	299,588	0	
酒造組合中央会助成金	200,000	200,000	0	
賛助会員会費（43社）	215,000	199,730	-15,270	
利息	0	451	451	
その他	0	75,000	75,000	過去の懇親会費預り金未計上分
合計	714,588	774,769	60,181	

支出の部

区分	予算	決算	増減	備考
研究会開催費	400,000	287,274	-112,726	会場費、講師謝礼等
通信費	60,000	47,804	-12,196	案内状、会報等
アルバイト費	20,000	1,000	-19,000	印刷、発送等
雑費	20,000	1,230	-18,770	文具等
		3,566	3,566	過去の支出の未計上分
合計	500,000	340,874	-159,126	

(収入) 774,769 － (支出) 340,874 ＝ (次年度繰越金) 433,895 (円)

II. 平成28年度事業計画並びに予算

1 概要

清酒の需要開発を進めるための有力な手段である新しい酵母及び麹菌の育種並びにバイオテクノロジーの清酒醸造への応用に関するテーマを取り上げ、研究会を開催するとともに、会員の研究推進を支援する。また、事業関連の文献等を通じて最新の研究動向の調査を幅広く行って情報の整理に資する。

2 総会・研究会の開催

平成 28 年 10 月に開催の日本醸造学会に合わせて、次のとおり東京で開催する。

日時：平成 28 年 10 月 18 日（火）13 時～17 時

（醸造学会大会の前日）

場所：北とぴあ 第 2 研修室

東京都北区王子 1 丁目 11 番 1 号（TEL 03-5390-1100）

3 研究連絡活動

- （1）酵母及び麴に関する先端情報の収集、整理及び提供を行う。
- （2）「清酒酵母の研究-90 年代の研究」を引き続き頒布する。
- （3）「清酒酵母・麴の研究-2000 年代の研究（仮題）」の編集を継続する。

4 予算

収入の部

区分	金額
前年度繰越金	433,895
酒造組合中央会助成金	200,000
賛助会員会費（42 社）	210,000
合計	843,895

支出の部

区分	金額	備考
研究会開催費	400,000	会場費、講師謝礼等
通信費	60,000	案内状、会報等
アルバイト費	20,000	印刷、発送等
雑費	20,000	文具等
次年度繰越見込	343,895	
合計	843,895	

III. 会則の改正について

改正内容： 会計監査の新設及びそれに伴う文章整理（新旧対照表のとおり）

清酒酵母・麴研究会会則改定案（新旧対照表）

改定案	現行
<p style="text-align: center;">清酒酵母・麴研究会会則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、清酒酵母・麴研究会と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本会は、清酒酵母及び麴に関する研究を促進、発展させることを目的とする。そのため、講演会の開催や研究情報の交流を行うとともに関連学会との連携を密にする。</p> <p>(会員) 第3条 本会の会員は、個人会員及び賛助会員をもって組織する。 一 個人会員 清酒酵母及び麴を取り扱う技術者及び研究者で本会の主旨に賛同する者。 二 賛助会員 本会の主旨に賛同する関係法人等。</p> <p>(事務局) 第4条 本会の事務局を日本醸造会館に置く。</p> <p>(役員) 第5条 本会は、会の企画、運営を行うため次の役員を置く。 一 会長 1名 二 運営委員 若干名 三 会計監査 1名以上</p> <p>第6条 (1) 役員は本会の会員の中から推薦される。<u>ただし、会計監査はこの限りではない。</u> (2) 会長は<u>運営委員</u>の中から互選される。 (3) 役員は任期は2年とし、再任は妨げない。</p> <p>(総会) 第7条 総会は、原則として、毎年1回、会長が召集する。 第8条 次の事項は、本会の総会において承認を受けるものとする。 一 役員承認 二 本会の収支決算 三 本会の事業報告 四 本会の規則の制定、変更、その他運営に関して重要な事項</p> <p>(会計) 第9条 (1) 賛助会費は年間5000円とする。 (2) 事業年度及び会計年度は、4月1日から3月31日とする。</p> <p>附則 この規定は平成7年4月1日より実施する。 <u>(平成28年10月18日改定)</u></p>	<p style="text-align: center;">清酒酵母・麴研究会会則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、清酒酵母・麴研究会と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本会は、清酒酵母及び麴に関する研究を促進、発展させることを目的とする。そのため、講演会の開催や研究情報の交流を行うとともに関連学会との連携を密にする。</p> <p>(会員) 第3条 本会の会員は、個人会員及び賛助会員をもって組織する。 一 個人会員 清酒酵母及び麴を取り扱う技術者及び研究者で本会の主旨に賛同する者。 二 賛助会員 本会の主旨に賛同する関係法人等。</p> <p>(事務局) 第4条 本会の事務局を日本醸造会館に置く。</p> <p>(役員) 第5条 本会は、会の企画、運営を行うため次の役員を置く。 一 会長 1名 二 運営委員 若干名</p> <p>第6条 (1) 役員は本会の会員の中から推薦される。 (2) 会長は役員の中から互選される。 (3) 役員は任期は2年とし、再任は妨げない。</p> <p>(総会) 第7条 総会は、原則として、毎年1回、会長が召集する。 第8条 次の事項は、本会の総会において承認を受けるものとする。 一 役員承認 二 本会の収支決算 三 本会の事業報告 四 本会の規則の制定、変更、その他運営に関して重要な事項</p> <p>(会計) 第9条 (1) 賛助会費は年間5000円とする。 (2) 事業年度及び会計年度は、4月1日から3月31日とする。</p> <p>附則 この規定は平成7年4月1日より実施する。</p>